

# 大和郡山 防災ニュース 4.9月

このニュースは、市内で防災に関わる住民の皆さんに、様々な取組や防災情報を提供します。

～第16回～

## 安全・安心の城下まちづくり市民大会

10月14日(金)午後1:30

今年は、災害時要支援者対策について  
講師をお招きします。

### DMG MORIやまと郡山城ホール小ホールで開催!

第16回「安全・安心の城下まちづくり市民大会」今年は講師に、

同志社大学 社会学部社会学科・教授の

立木 茂雄 (たつき しげお) 先生 をお招きして、

「誰一人取り残さない防災をめざして」と題して、お話をいただきます。

先生は、「災害が起こるたびに、高齢者などに被害が集中する現状を踏まえ、誰一人取り残さない防災の実現のため、当事者が誰一人取り残されない。地域社会は誰一人取り残さない。そして自治体・行政は誰一人取り残させない。これら三つの力を重ね合わせることによって、高齢の人や障がいのある人たち、そして支援の届きにくいすべての人たちの被害を最小限に留め、ひいては命を守る。」ことを提唱されておられます。

防災ニュース7月号でもお伝えしていますが、本市においても、令和4年度から、新しい災害時避難行動要支援者支援体制づくりが始まります。

本市では、○70歳以上の高齢者のみの世帯  
○要介護度3以上の方、○身体障がい者手帳1、2級所持の方、○知的障害者療育手帳A所持の方  
○精神障害者保健福祉手帳1級所持の方、  
○難病患者 ○その他災害時に自力で避難することが困難でお申し出をいただいた方を災害時避難行動要支援者(以下「要支援者」といいます。)と規定して、市内に約16000名おられます。市ではこの要

支援者への対応を3つに分類して、①浸水想定区域などに居住する単独で避難することが困難な要支援者に対しては、ケアマネージャー・相談支援専門員など福祉専門職の協力を得ながら、個別の避難計画を作成



し、②「歩けるが災害時の避難には少し不安を感じる高齢者」は近隣の要支援者同士で協力して避難する「マイ個別避難計画」を作成していただきます。また、③要支援者には該当するものの「他の助けなく単独で避難できる方」は、地域の避難計画に従っていただき、地域の自治会、自主防災組織が担う「共助」に過度の負担がかからない制度にしてい

くものです。このうち、①の福祉専門職の協力を得て「個別避難計画」を作成する制度は、大分県別府市で始まり、兵庫県の多くの市町村などでも採用される中、令和3年の災害対策基本法の改正でも取り入れられて、今後全国にも広がっていくであろう制度です。先生からは、これらに関連したお話もお聞きできるのではないかと思います。

来る10月14日は、地域で防災や福祉に携わっておられる方をはじめとして、防災に関心をお持ちのたくさんの皆様にご来場いただき、災害時の要支援者対策についてご理解を深めていただきますようお願いいたします。

### **空き家の所有者は適切な管理をお願いします。**

少子化、人口減の時代に入って、全国的に空き家の軒数が増えています。また、適切な管理がなされていないため、建物そのものが朽ちて危険な状態になるだけでなく、樹木や草が伸び放題になり、周囲の建物や道路の通行に悪影響を与えたり、害虫の発生や動物が住み着くなどで悪臭や感染症の発生が危惧されたりして、ご近所の住民に迷惑や心配をかけている空き家も増えており、本市においても8月末現在で39件の苦情や相談が寄せられており、既に令和3年度1年間の件数(34件)を超えています。

空き家の管理は所有者（その相続人を含む）の責任です。空き家の管理不全によって、近隣住民や通行人などの生命や財産に影響があった場合、所有者は状況によっては重い責任を負うことも考えられます。



このため、空き家の所有者におかれては、定期的な管理をお願いすると共に、できれば必要に応じてご近所の住民と連絡が取り合える関係づくりをお願いします。

なお、近隣の空き家の管理不全で問題が生じているが、所有者がわからない、あるいは所有者に改善を求めても応じてくれない、などございましたら、市民安全課に御相談ください。現地を確認の上、所有者やその相続人を調査して、改善を求める文書や電話連絡を行ってまいります。

### **自治会などの防災出前講座依頼も受付中！**

### **少人数でも訪問します。市民安全課までご相談ください**

このニュースは、市民安全課、市内の各支所、矢田コミュニティ会館、南部公民館で配布しています。また、市のHPでもご覧になれます

大和郡山防災ニュース 🔍 検索

**発行人 市役所市民安全課**